

2大シ第14号
令和2年4月20日

ご発注をいただいているお客様へ

公益社団法人
大治町シルバー人材センター
会長 前田 幹雄

『緊急事態宣言』発令後の就業について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素よりシルバー人材センター事業にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新型コロナウイルス特措法に基づき全都道府県に『緊急事態宣言』が発令され、さらに愛知県は特定警戒都道府県に指定されました。

シルバー人材センターは、企業活動とは異なり、社会参加の意欲ある健康な高齢者に就業を提供し、自身の生きがいや生活感の充実を事業目的とした高齢者の団体であります。この『緊急事態宣言』をうけて、今後、就業の休止を希望される場合は、お客様の要請に応じ対応させていただきますのでお申し出ください。

また、**持病等不安のある会員から就業辞退の意向がありました場合は、恐れ入りますが当該会員の就業を休止させていただきます。**その場合お客様からのご要望に基づき、引き続き後任の手配を進めてまいります。希望する会員がいない場合、申し訳ありませんが手配できないこともあります。

なお、**万が一新型コロナウイルスによりお客様に損害を与えてしまった場合、シルバー人材センターが加入している賠償責任保険ではウイルスに関連するものに対しては補償対象外となっておりますのでご承知おきください。**

新型コロナウイルスは高齢者や基礎疾患等持病のある方が重症化することを危惧し、シルバー人材センター会員の**安全確保と、お客様への損害を回避**するための対応をとらせていただきたいと思いますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先：公益社団法人

大治町シルバー人材センター

電 話 052-443-1680

FAX 052-449-3262

E-mail oharu@sjc.ne.jp